鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後

改正前

(履行遅滞の場合における損害金)

第58条の2 略

2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出 2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出 来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につ き、遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合で計 算して得た額とする。

(請負代金の支払)

第59条 略

2 略

前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負 代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未 支払金額につき、<u>年3.7パーセント</u>の割合で計算し た額の遅延利息の支払を請求することができる。こ の場合において、知事がその責めに帰すべき事由に より第52条第1項の期間内に完成検査をしなかった ときは、その期限を経過した日から完成検査をした 日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、 検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日 において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

2 略

により返還すべき額を返還しないときは、その遅延 日数に応じ、未返還額につき年3.7パーセントの割 合で計算した額の遅延利息の支払を請求することが 合で計算した額の遅延利息の支払を請求することが

(履行遅滞の場合における損害金)

第58条の2 略

来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につ き、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計 算して得た額とする。

(請負代金の支払)

第59条 略

2 略

3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により 3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により 前項の期間(以下「約定期間」という。)内に請負 代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未 支払金額につき、年3.4パーセントの割合で計算し た額の遅延利息の支払を請求することができる。こ の場合において、知事がその責めに帰すべき事由に より第52条第1項の期間内に完成検査をしなかった ときは、その期限を経過した日から完成検査をした 日までの期間の日数(以下「検査遅延日数」とい う。)は、約定期間の日数から差し引くものとし、 検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約 定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日 において満了したものとみなす。

(前払金の返還)

第62条 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定 3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定 により返還すべき額を返還しないときは、その遅延 日数に応じ、未返還額につき年3.4パーセントの割 できる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定に 3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定に よる前払金があったときは、当該前払金の額(第65 条の規定による部分払をしているときは、その部分 払において償却した前払金の額を控除した額)を同 項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控 除する。この場合において、受領済みの前払金額に なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の 規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の 支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パー セントの割合で計算した額の利息を付した額を、解 除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、 その余剰額を知事に返還しなければならない。

4~8 略

できる。

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

よる前払金があったときは、当該前払金の額(第65 条の規定による部分払をしているときは、その部分 払において償却した前払金の額を控除した額)を同 項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控 除する。この場合において、受領済みの前払金額に なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の 規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の 支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パー セントの割合で計算した額の利息を付した額を、解 除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、 その余剰額を知事に返還しなければならない。

4~8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方 を決定する請負契約に係る新規則第58条の2第1項の損害金、新規則第59条第3項及び第62条第3項の遅延利 息並びに新規則第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定し た請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。